

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（取得勧誘において勧誘の相手方の人数から適格機関投資家を除く場合）</p> <p>2-1 新たに発行される有価証券の取得勧誘（法第2条第3項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）の相手方に適格機関投資家（同項第1号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）が含まれている場合で、次に掲げる場合に該当するときは、当該適格機関投資家を相手方とする取得勧誘を含めた取得勧誘全体が「有価証券の募集」（同項に規定する有価証券の募集をいう。2-4及び4-1において同じ。）に該当することに留意する。</p> <p>①・② （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（募集に該当しない有価証券の発行）</p> <p>2-4 次に掲げるような場合には、「有価証券の募集」とはならないことに留意する。</p> <p>① （略）</p> <p>② 法第2条第3項第2号イ、ロ又はハに該当する場合</p> <p>③～⑩ （略）</p> <p>（適格機関投資家に該当しない場合）</p> <p>2-5 新たに発行される有価証券の取得勧誘又は既に発行された有価証券の売付け勧誘等（法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）を適格機関投資家に該当する者に対し行う場合で、例えば、相手方が次に掲げる者に該当することを知りながら勧誘を行うときには、当該相手方は適格機関投資家には該当しないものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>① 信託に係る適格機関投資家以外の者（以下2-5において「一般投資者」という。）との契約等、一般投資者に有価証券が交付されるおそれのある信託の契約に基づいて、有価証券を取得し、又は買い付けようとする信託銀行</p> <p>②・③ （略）</p> <p>④ 組合等（投資事業有限責任組合を除く。以下2-5において同じ。）の適格機関投資家以外の組合員に現物配当することを目的として、特定の有価証</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第2条（定義）関係</p> <p>（勧誘の相手方の人数から適格機関投資家を除く場合）</p> <p>2-1 新たに発行される有価証券の取得勧誘（法第2条第3項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）の相手方に適格機関投資家（同項第1号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）が含まれている場合で、次に掲げる場合に該当するときは、当該適格機関投資家を相手方とする取得勧誘を含めた取得勧誘全体が「有価証券の募集」（同項に規定する有価証券の募集をいう。2-5及び4-1において同じ。）に該当することに留意する。</p> <p>①・② （略）</p> <p>（売出しに該当する自己株式の処分）</p> <p>2-4 会社が会社法第199条の規定により自己の株式を処分する場合で、均一の条件で、50名以上の者を相手方として売付け勧誘等（法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいう。）を行うときは「有価証券の売出し」（同項に規定する有価証券の売出しをいう。2-10において同じ。）に該当することに留意する。</p> <p>（募集に該当しない有価証券の発行）</p> <p>2-5 次に掲げるような場合には、「有価証券の募集」とはならないことに留意する。</p> <p>① （略）</p> <p>② 法第2条第3項第2号イ又はロに該当する場合</p> <p>③～⑩ （略）</p> <p>（適格機関投資家に該当しない場合）</p> <p>2-6 新たに発行される有価証券の取得勧誘を適格機関投資家に該当する者に対し行う場合で、例えば、相手方が次に掲げる者に該当することを知りながら勧誘を行うときには、当該相手方は適格機関投資家には該当しないものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>① 信託に係る適格機関投資家以外の者（以下2-6において「一般投資者」という。）との契約等、一般投資者に有価証券が交付されるおそれのある信託の契約に基づいて、有価証券を取得し、又は買い付けようとする信託銀行</p> <p>②・③ （略）</p> <p>④ 組合等（投資事業有限責任組合を除く。以下2-6において同じ。）の適格機関投資家以外の組合員に現物配当することを目的として、特定の有価証</p>

券の取得のみのために組成された組合等の業務執行組合員等  
⑤ (略)

(数種の株式)

2-6 会社法第108条第1項に規定する異なる種類の株式(例えば、普通株と優先株)は、定義府令第10条の2条第1項第9号に定める事項が同一でないことに留意する。

2-7 法第2条第1項第15号に掲げる有価証券及び同項17号に掲げる有価証券で同項15号に掲げる有価証券の性質を有するものにおける定義府令第13条第3項第1号及び第13条の7第3項第1号に掲げる要件に該当する場合は、例えば、コマーシャル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、かつ、その決定ごとにコマーシャル・ペーパーの枚数が50枚未満である場合をいう。

(売付け勧誘等において勧誘の相手方の人数から適格機関投資家を除く場合)

2-8 既に発行された有価証券の売付け勧誘等の相手方に適格機関投資家が含まれている場合で、次に掲げる場合に該当するときは、当該適格機関投資家を相手方とする売付け勧誘等を含めた売付け勧誘等全体が「有価証券の売出し」(法第2条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ。)に該当することに留意する。

① 令第1条の7の4に定める場合に該当せず、かつ、当該適格機関投資家を含めた当該取得勧誘の相手方の人数が50名以上である場合

② 令第1条の7の4に定める場合に該当し、かつ、当該取得勧誘の相手方の人数から当該適格機関投資家の人数を控除して得た人数が50名以上である場合

(令第1条の8の4に規定する50名の計算方法)

2-9 令第1条の8の4に規定する50名は、売付け又は買付けようとする有価証券の売付け勧誘等の相手方に同種の既発行証券(同条に規定する同種の既発行証券をいう。)の売付け勧誘等を行った相手方と同一の者が含まれる場合には、当該者も含めた延べ人数により計算することに留意する。

(令第1条の7の3第11号に規定する有価証券の売買の取次ぎ)

2-10 令第1条の7の3第11号に規定する有価証券の売買の際に、当該有価証券について、金融商品取引業者等が購入し、保有している在庫の一覧表(同号に規定する有価証券以外の有価証券が含まれている場合を除き、取引価格が含まれていないものに限る。)を顧客に提供する行為は、同号に規定する金融商品取引業者等が顧客のために取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における有価証券の売買の取次ぎを行うことに伴う有価証券の売買の一連の行為であることに留意する。

2-11 (略)

券の取得のみのために組成された組合等の業務執行組合員等  
⑤ (略)

(数種の株式)

2-7 会社法第108条第1項に規定する異なる種類の株式(例えば、普通株と優先株)は、定義府令第12条第1項第4号に定める事項が同一でないことに留意する。

2-8 定義府令第13条第3項第3号に規定する「前項に定める要件に該当する場合」とは、例えば、コマーシャル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、かつ、その決定ごとにコマーシャル・ペーパーの枚数が50枚未満である場合をいう。

(新設)

(売出しに該当する有価証券の売付け勧誘等)

2-9 法第2条第4項第1号に規定する「均一の条件」とは、売出価格、売渡期日等の条件が、同一のものをいう。

(新設)

2-10 (略)

2-12 (略)

(譲渡制限のない海外発行証券の売付け勧誘等を行う場合)

2-13 既に定義府令第11条、第13条、第13条の4及び第13条の7に規定する転売制限が付されている有価証券を取得した金融商品取引業者等が、当該転売制限に従って売付け勧誘等を行う場合は、令第1条の8の4第4号の規定の適用がないことに留意する。

法第4条 (募集又は売出行為)

(募集又は売出行為)

4-1 有価証券の募集又は売出し (法第4条第4項に規定する有価証券の売出し (法第2条の2第5項に規定する特定組織再編成交付手続を除く。) をいう。) に関する文書 (新株割当通知書及び株式申込証を含む。) を頒布すること、株主等に対する増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の募集又は売出しに係る広告をすることは「有価証券の募集又は売出し」行為に該当するので、同条第1項、第2項又は第3項の届出をした後でなければすることができないことに留意する。

(新株予約権付社債券の募集等の届出の要否の決定等)

4-5 新株予約権付社債券の募集又は売出し (法第4条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。24の5-8及び24の5-9を除き、以下同じ。) に係る届出の要否は、当該新株予約権付社債券の発行価額又は売出価額の総額によるものとする。

なお、新株予約権付社債券とすでに募集が行われた株券及び並行して募集が行われる株券について、開示府令第2条第4項第2号、第4号及び第5号の規定を適用するに当たっては、新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の行使により発行し、又は移転する株券の発行価額の総額によるものとし、それらの規定に該当することとなる場合には、当該新株予約権付社債券の募集に関する届出の必要があることに留意する

(通算規定の適用)

4-6 開示府令第2条第4項第2号に規定する「当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し」とは、過去1年以内に募集又は売出しを開始 (有価証券通知書を提出した日の翌日をもって開始した日とみなす。) したもの及び過去1年以内に募集又は売出しの払込期日又は受渡期日が到来したものをいい、起算の始期は当該募集又は売出しを開始する日の前日とする。

(通算規定の対象としない募集又は売出し)

4-7 開示府令第2条第4項第2号に規定する「法第4条第1項の規定による

2-11 (略)

(新設)

法第4条 (募集又は売出行為)

(募集又は売出行為)

4-1 有価証券の募集又は売出し (法第4条第3項に規定する有価証券の売出し (法第2条の2第5項に規定する特定組織再編成交付手続を除く。) をいう。) に関する文書 (新株割当通知書及び株式申込証を含む。) を頒布すること、株主等に対する増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の募集又は売出しに係る広告をすることは「有価証券の募集又は売出し」行為に該当するので、同条第1項又は第2項の届出をした後でなければすることができないことに留意する。

(新株予約権付社債券の募集等の届出の要否の決定等)

4-5 新株予約権付社債券の募集又は売出し (法第4条第3項に規定する有価証券の売出しをいう。23の14-3、24の5-8及び24の5-9を除き、以下同じ。) に係る届出の要否は、当該新株予約権付社債券の発行価額又は売出価額の総額によるものとする。

なお、新株予約権付社債券とすでに募集が行われた株券及び並行して募集が行われる株券について、開示府令第2条第3項第2号、第4号及び第5号の規定を適用するに当たっては、新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の行使により発行し、又は移転する株券の発行価額の総額によるものとし、それらの規定に該当することとなる場合には、当該新株予約権付社債券の募集に関する届出の必要があることに留意する。

(通算規定の適用)

4-6 開示府令第2条第3項第2号に規定する「当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し」とは、過去1年以内に募集又は売出しを開始 (有価証券通知書を提出した日の翌日をもって開始した日とみなす。) したもの及び過去1年以内に募集又は売出しの払込期日又は受渡期日が到来したものをいい、起算の始期は当該募集又は売出しを開始する日の前日とする。

(通算規定の対象としない募集又は売出し)

4-7 開示府令第2条第3項第2号に規定する「法第4条第1項の規定による

届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに法第23条の8第1項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。」とは、過去1年以内において法第4条第1項の規定による届出があった場合における当該届出に係る有価証券の募集又は売出し及び当該届出前に行われた発行価額又は売出価額の総額が1億円未満の募集又は売出し並びに過去1年以内において法第23条の8第1項の規定により発行登録追補書類が提出された場合における当該有価証券の募集又は売出し及び当該提出前に行われた発行価額又は売出価額の総額が1億円未満の募集又は売出しは通算の対象にしないことをいう。

(通算規定の対象とする発行価額又は売出価額)

4-8 開示府令第2条第4項第2号の規定により通算の対象とされるすでに完了した募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額は、募集については実際に発行された有価証券の発行価額の総額、売出しについては実際に売り付けた有価証券の売出価額の総額によるものとする。

(通算規定の対象とする発行価額)

4-9 開示府令第2条第4項第3号の規定により通算の対象とされる6月以内に発行された新規発行証券の発行価額の総額については、4-8を準用する。

(通算規定の対象とする売出価額)

4-10 開示府令第2条第4項第3号の2の規定により通算の対象とされる1月以内に売付け勧誘等が行われた既発行証券の売出価額の総額については、4-8を準用する。

(並行募集又は売出し)

4-11 開示府令第2条第4項第4号及び第5号に規定する募集又は売出しが「並行して」とは、払込期日又は受渡期日がおおむね同じであることをいう。

(届出を要する1億円未満の募集又は売出しと並行して行われる募集又は売出し)

4-12 開示府令第2条第4項第5号に規定する「第二号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出し」とは、発行価額又は売出価額の総額が1億円未満である2以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、その合計額が1億円未満である場合であって、そのうちいずれかの募集又は売出しが同条第2号の通算規定により有価証券届出書又は発行登録追補書類の提出を要することとされた場合における当該他の募集又は売出しをいう。

4-13 (略)

(届出の取下げ願いが提出された場合)

4-14 4-13により届出の取下げ願いの提出があったときは、当該届出の取

届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに法第23条の8第1項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。」とは、過去1年以内において法第4条第1項の規定による届出があった場合における当該届出に係る有価証券の募集又は売出し及び当該届出前に行われた発行価額又は売出価額の総額が1億円未満の募集又は売出し並びに過去1年以内において法第23条の8第1項の規定により発行登録追補書類が提出された場合における当該有価証券の募集又は売出し及び当該提出前に行われた発行価額又は売出価額の総額が1億円未満の募集又は売出しは通算の対象にしないことをいう。

(通算規定の対象とする発行価額又は売出価額)

4-8 開示府令第2条第3項第2号の規定により通算の対象とされるすでに完了した募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額は、募集については実際に発行された有価証券の発行価額の総額、売出しについては実際に売り付けた有価証券の売出価額の総額によるものとする。

(通算規定の対象とする発行価額)

4-9 開示府令第2条第3項第3号の規定により通算の対象とされる6月以内に発行された新規発行証券の発行価額の総額については、4-8を準用する。

(新設)

(並行募集又は売出し)

4-10 開示府令第2条第3項第4号及び第5号に規定する募集又は売出しが「並行して」とは、払込期日又は受渡期日がおおむね同じであることをいう。

(届出を要する1億円未満の募集又は売出しと並行して行われる募集又は売出し)

4-11 開示府令第2条第3項第5号に規定する「第二号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出し」とは、発行価額又は売出価額の総額が1億円未満である2以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、その合計額が1億円未満である場合であって、そのうちいずれかの募集又は売出しが同条第2号の通算規定により有価証券届出書又は発行登録追補書類の提出を要することとされた場合における当該他の募集又は売出しをいう。

4-12 (略)

(届出の取下げ願いが提出された場合)

4-13 4-12により届出の取下げ願いの提出があったときは、当該届出の取

下げ願いの提出があった日に法第4条第6項に規定する通知書の提出があったものとみなす。この場合において、発行され又は売り付けられた有価証券は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券には該当しないものとして取り扱う。

4-15 (略)

(適格機関投資家取得有価証券一般勧誘に該当する場合)

4-16 その発行の際に取得勧誘(法第2条の2第2項に規定する組織再編成発行手続を含む。)が法第2条第3項第1号の規定によりその取得勧誘の相手から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券並びに第2号イ及び法第2条の2第4項第2号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を、相手方が、例えば、2-5の①から⑤までに掲げる者に該当することを知りながら勧誘を行う場合には、法第4条第2項に規定する「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」に該当することに留意する。

(外国証券売出しに該当する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘)

4-17 開示府令第2条の4第2号に掲げる場合に該当する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘は、法第27条の32の2第1項に規定する外国証券売出しに該当することに留意する。

(有価証券届出書の提出期限の特例が適用される場合)

4-18 法第4条第4項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行われる場合」とは、一定の日における株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える方法によって株式又は新株予約権の募集を行う場合及び一定の日における株主に優先的に応募資格を与える募集又は売出しを行う場合をいう。

4-19 (略)

4-20 (略)

4-21 当該有価証券自体が以前の募集又は売出しの届出に係るものであった場合のほか、例えば、以下のものに該当する場合でも、その発行者が有価証券報告書の提出を免除されている者でない限り、法第4条第7項に規定する「開示が行われている場合」に該当することとなるので留意する。

①～④ (略)

法第5条(有価証券届出書の提出とその添付書類)

(並行募集等に係る有価証券届出書)

5-1 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出を必要とする有価証券の募集又は売出しが並行して行われる場合においては、それらの届出は同

下げ願いの提出があった日に法第4条第5項に規定する通知書の提出があったものとみなす。この場合において、発行され又は売り付けられた有価証券は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券には該当しないものとして取り扱う。

4-14 (略)

(適格機関投資家取得有価証券一般勧誘に該当する場合)

4-15 その発行の際に取得勧誘(法第2条の2第2項に規定する組織再編成発行手続を含む。)が法第2条第3項第1号の規定によりその取得勧誘の相手から除かれた適格機関投資家が取得した有価証券並びに第2号イ及び法第2条の2第4項第2号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を、相手方が、例えば、2-6の①から⑤までに掲げる者に該当することを知りながら勧誘を行う場合には、法第4条第2項に規定する「適格機関投資家取得有価証券一般勧誘」に該当することに留意する。

(新設)

(有価証券届出書の提出期限の特例が適用される場合)

4-16 法第4条第3項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行われる場合」とは、一定の日における株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える方法によって株式又は新株予約権の募集を行う場合及び一定の日における株主に優先的に応募資格を与える募集又は売出しを行う場合をいう。

4-17 (略)

4-18 (略)

4-19 当該有価証券自体が以前の募集又は売出しの届出に係るものであった場合のほか、例えば、以下のものに該当する場合でも、その発行者が有価証券報告書の提出を免除されている者でない限り、法第4条第6項に規定する「開示が行われている場合」に該当することとなるので留意する。

①～④ (略)

法第5条(有価証券届出書の提出とその添付書類)

(並行募集等に係る有価証券届出書)

5-1 法第4条第1項又は第2項の規定による届出を必要とする有価証券の募集又は売出しが並行して行われる場合においては、それらの届出は同一の有価

一の有価証券届出書によってすることができるものとする。

(募集又は売出しに関する特別記載事項)

5-3 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出を必要とする有価証券の募集又は売出しに関する情報(例えば、当該有価証券の募集又は売出しが特殊な方法により行われる場合の当該方法の内容、当該有価証券の募集又は売出しが本邦外において同時に行われる場合のその内容)で特に記載すべき事項(有価証券届出書の他の箇所に記載すべき事項を除く。)がある場合には、有価証券届出書の各様式「第一部」中「第1 募集要項」又は「第2 売出要項」の次に「募集又は売出しに関する特別記載事項」の項を設けて当該事項を記載することができるものとする。

5-30 開示府令第10条第1項第3号ハに規定する「書面」は、上場会社にあつてはおおむね様式1により、店頭登録会社にあつては様式1に準じて、これら以外の会社にあつてはおおむね様式2により作成するものとする。

(様式1)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

社印

会社名  
代表者の役職氏名 印

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
  - 2 当社の発行する株券は、〇〇取引所に上場されている。  
(新規上場日 平成 年 月 日)  
(注) 新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合には、記載を要しない。
  - 3 (次のいずれかを記載する。)
    - イ 当社の発行済株券は、算定基準日(平成 年 月 日)以前〇年間の金融商品市場における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が100億円以上である。
      - (1) 売買金額の合計を〇で除して得た額 円
      - (2) 〇年平均(又は基準時)上場時価総額 円
    - ロ 当社の発行済株券は、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が250億円以上である。 円
- (参考)
- (平成 年 月 日の上場時価総額)  
〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円  
(平成 年 月 日の上場時価総額)

証券届出書によってすることができるものとする。

(募集又は売出しに関する特別記載事項)

5-3 法第4条第1項又は第2項の規定による届出を必要とする有価証券の募集又は売出しに関する情報(例えば、当該有価証券の募集又は売出しが特殊な方法により行われる場合の当該方法の内容、当該有価証券の募集又は売出しが本邦外において同時に行われる場合のその内容)で特に記載すべき事項(有価証券届出書の他の箇所に記載すべき事項を除く。)がある場合には、有価証券届出書の各様式「第一部」中「第1 募集要項」又は「第2 売出要項」の次に「募集又は売出しに関する特別記載事項」の項を設けて当該事項を記載することができるものとする。

5-30 開示府令第10条第1項第3号ハに規定する「書面」は、上場会社にあつてはおおむね様式1により、店頭登録会社にあつては様式1に準じて、これら以外の会社にあつてはおおむね様式2により作成するものとする。

(様式1)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

社印

会社名  
代表者の役職氏名 印

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
  - 2 当社の発行する株券は、〇〇取引所に上場されている。  
(新規上場日 平成 年 月 日)  
(注) 新規上場日が有価証券届出書の提出日の3年6月前の日以前の日である場合には、記載を要しない。
  - 3 (次のいずれかを記載する。)
    - イ 当社の発行済株券は、算定基準日(平成 年 月 日)以前〇年間の金融商品市場における売買金額の合計を〇で除して得た額が100億円以上であり、かつ、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が100億円以上である。
      - (1) 売買金額の合計を〇で除して得た額 円
      - (2) 〇年平均(又は基準時)上場時価総額 円
    - ロ 当社の発行済株券は、〇年平均(又は基準時)上場時価総額が250億円以上である。 円
- (参考)
- (平成 年 月 日の上場時価総額)  
〇〇取引所における最終価格 円×株式総数 株= 円  
(平成 年 月 日の上場時価総額)

〇〇取引所における最終価格 発行済 円×株式総数 株＝ 円  
 (平成 年 月 日の上場時価総額)

〇〇取引所における最終価格 発行済 円×株式総数 株＝ 円

ハ 当社は、本邦において有価証券届出書の提出日(平成 年 月 日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成 年 月 日の募集)  
 券面総額又は振替社債の総額 \_\_\_\_\_ 円

(平成 年 月 日の売出し)  
 券面総額又は振替社債の総額 \_\_\_\_\_ 円

合計額 \_\_\_\_\_ 円

ニ 法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券(〇〇)を既に発行していること。

〇〇取引所における最終価格 発行済 円×株式総数 株＝ 円  
 (平成 年 月 日の上場時価総額)

〇〇取引所における最終価格 発行済 円×株式総数 株＝ 円

ハ 当社は、一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されている(これらの格付が公表されている場合に限る。)

(1) 格付が付与されている社債券(既に発行したもの)の名称 〇〇 格付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)

(2) 格付が付与されている社債券の名称  
 既に発行したもの又は当該届出をしようとするものの別 格付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)

ニ 法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券(〇〇)を既に発行していること。

(様式2)

(様式2)

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

社  
印

会社名 \_\_\_\_\_  
 代表者の役職氏名 \_\_\_\_\_ 印

1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。

2 (次のいずれかを記載する。)

イ 当社は、本邦において有価証券届出書の提出日(平成 年 月 日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成 年 月 日の募集)  
 券面総額又は振替社債の総額 \_\_\_\_\_ 円

(平成 年 月 日の売出し)  
 券面総額又は振替社債の総額 \_\_\_\_\_ 円

合計額 \_\_\_\_\_ 円

ロ 当社の発行済株券は、指定外国金融商品取引所に上場しており、かつ、算定基準日(平成 年 月 日)における当該株券の基準時時価総額が1000億円以上である。 \_\_\_\_\_ 円

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

社  
印

会社名 \_\_\_\_\_  
 代表者の役職氏名 \_\_\_\_\_ 印

1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。

2 当社は、一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されている(これらの格付が公表されている場合に限る。)

(1) 格付が付与されている社債券(既に発行したもの)の名称 〇〇 格付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)

(2) 格付が付与されている社債券の名称  
 既に発行したもの又は当該届出をしようとするものの別 格付 〇〇 (格付を付与し、公表している格付機関名 〇〇)

(新設)

(注) 開示府令第9条の4第5項第3号に規定する「基準時時価総額」は、算定基準日における主要な一指定外国金融商品取引所の市場相場による株券の最終価格により算出した額とする。

#### 法第7条（訂正届出書の提出）関係

7-7 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。  
ただし、法第4条第4項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。  
①～⑯（略）

#### 法第8条（届出の効力発生日）関係

（有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における届出の効力発生日の取扱い）  
8-1 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出に関し、有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における当該届出の効力発生日については、次によることとする。  
①～④（略）

#### 法第15条（届出の効力発生と目論見書の交付）関係

（特定組織再編成発行手続及び特定組織再編成交付手続に係る届出の効力発生）  
15-1 法第15条第1項の適用に関し、その特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続につき法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に係る組織再編成（法第2条の2第1項に規定する組織再編成をいう。）の会社法上の効力を発生させてはならないものとして取り扱うこととする。

#### 法第23条の8（発行登録追補書類の提出）関係

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）  
23の8-2 4-13から4-20まで、5-3、5-4、5-5、5-7から5-7-5、5-9から5-11、5-23、5-31及び5-32は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

（削る）

#### 法第7条（訂正届出書の提出）関係

7-7 法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。  
ただし、法第4条第3項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。  
①～⑯（略）

#### 法第8条（届出の効力発生日）関係

（有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における届出の効力発生日の取扱い）  
8-1 法第4条第1項又は第2項の規定による届出に関し、有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における当該届出の効力発生日については、次によることとする。  
①～④（略）

#### 法第15条（届出の効力発生と目論見書の交付）関係

（特定組織再編成発行手続及び特定組織再編成交付手続に係る届出の効力発生）  
15-1 法第15条第1項の適用に関し、その特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続につき法第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に係る組織再編成（法第2条の2第1項に規定する組織再編成をいう。）の会社法上の効力を発生させてはならないものとして取り扱うこととする。

#### 法第23条の8（発行登録追補書類の提出）関係

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）  
23の8-2 4-12から4-18まで、5-3、5-4、5-5、5-7から5-7-5、5-9から5-11、5-23、5-31及び5-32は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

#### 法第23条の14（海外発行証券の少人数向け勧誘）関係

<p>(削る)</p>	<p>23の14-1 <u>次に掲げる場合は、有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘が行われる場合に該当しないので、外国で既に発行された有価証券が譲渡される場合であっても、法第23条の14の規定の適用はないことに留意する。</u>  <u>① 金融商品取引業者が、顧客の書面による注文を受けてその計算において当該有価証券を譲渡する場合</u>  <u>② 従業員持株会を通じて継続的に株券が取得される場合</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>23の14-2 <u>法第23条の14に規定する「当該有価証券の売付けの総額が1億円を超えない範囲内」における売付けの総額は、個々の売付けの相手ごとに算定するのではなく、当該有価証券と同一銘柄の有価証券について、それまでに他の者に売り付けた額も通算して算定することに留意する。ただし、当該売付けの日前6月以前に売り付けた金額については通算しないことができる。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>23の14-3 <u>開示府令第14条の16第2号イに規定する「有価証券の内容等を説明した文書」は、法第2条第10項に規定する目論見書に該当しないことに留意する。</u>  <u>ただし、当該文書に売付価格等の均一の条件を記載して50名以上の者に交付している場合には、法第2条第4項第1号に定める場合の売出しに該当するので留意する。</u></p>
<p>法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係</p> <p>（合併の場合の有価証券報告書の提出義務）</p> <p>24-5 法第24条第1項第3号の規定により有価証券報告書を提出していた会社が新設合併し又は有価証券報告書を提出していない会社に吸収合併されたときは、当該新設合併又は当該吸収合併に係る新設会社又は存続会社が法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による有価証券の募集又は売出しに係る届出をしている場合を除き、当該新設会社又は存続会社は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券報告書の発行会社に該当し、同項の規定により有価証券報告書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>（本邦以外の地域で募集又は売出しをする場合の臨時報告書の提出時期）</p> <p>24の5-8 開示府令第19条第2項第1号に規定する有価証券の募集又は売出しを本邦以外の地域において、当該募集又は売出しにつき当該地域の行政庁等に届出等を要することとされているときは、当該届出等をしたときが同号に規定する「募集（50名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第3項において同じ。）又は売出し（法第2条第4項に規定する売出しのうち、<u>当該有価証券の売出しが行われる日以前1月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が50名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第4条第4項第1号又は第2号に掲げる者であつた場合に限る。</u>以下この号及び第3項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が1億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合」に該当することに留意する。</p>	<p>法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係</p> <p>（合併の場合の有価証券報告書の提出義務）</p> <p>24-5 法第24条第1項第3号の規定により有価証券報告書を提出していた会社が新設合併し又は有価証券報告書を提出していない会社に吸収合併されたときは、当該新設合併又は当該吸収合併に係る新設会社又は存続会社が法第4条第1項又は第2項の規定による有価証券の募集又は売出しに係る届出をしている場合を除き、当該新設会社又は存続会社は、法第24条第1項第3号に規定する有価証券報告書の発行会社に該当し、同項の規定により有価証券報告書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>（本邦以外の地域で募集又は売出しをする場合の臨時報告書の提出時期）</p> <p>24の5-8 開示府令第19条第2項第1号に規定する有価証券の募集又は売出しを本邦以外の地域において、当該募集又は売出しにつき当該地域の行政庁等に届出等を要することとされているときは、当該届出等をしたときが同号に規定する「募集（50名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第3項において同じ。）又は売出し（法第2条第4項に規定する売出しをいう。以下この号及び第3項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が1億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合」に該当することに留意する。</p>

(有価証券を募集によらないで発行する場合の臨時報告書の提出)

24の5-12 開示府令第19条第2項第2号に規定する「募集によらないで取得される有価証券」とは、取締役会又は株主総会の決議により行われるものであって実質的に資本の増加等を伴う有価証券の発行に係るものをいい、例えば、2-4の③に掲げる場合に発行される株券がこれに該当する。

(特定子会社)

24の5-17 開示府令第19条第8項第1号に規定する「100分の10」の計算は、当該子会社の有価証券報告書提出会社に対する売上高が当該提出会社の仕入高の総額のうちを占める割合又は当該子会社の当該提出会社からの仕入高が当該提出会社の売上高の総額のうちを占める割合によることに留意する。

(有価証券を募集によらないで発行する場合の臨時報告書の提出)

24の5-12 開示府令第19条第2項第2号に規定する「募集によらないで取得される有価証券」とは、取締役会又は株主総会の決議により行われるものであって実質的に資本の増加等を伴う有価証券の発行に係るものをいい、例えば、2-5の③に掲げる場合に発行される株券がこれに該当する。

(特定子会社)

24の5-17 開示府令第19条第7項第1号に規定する「100分の10」の計算は、当該子会社の有価証券報告書提出会社に対する売上高が当該提出会社の仕入高の総額のうちを占める割合又は当該子会社の当該提出会社からの仕入高が当該提出会社の総額のうちを占める割合によることに留意する。